

事前検討課題の事例－徴収困難事例における法的対応について－

弁護士 瀧 康暢

以下に掲げる徴収困難事例について、法的にどのような対応をすると効果的か、事案の内容を把握し、自分なりの検討結果を頭の中でまとめておいてください。

また、徴収困難事例についての質問がある方は、11月25日(木)までに、「民事訴訟、民事執行等の裁判手続きが必要となる滞納整理」質問票を提出してください。

提出された質問票は、講義の参考とするため、事前に瀧講師に送付します。

◆ 給与債権の差押えに非協力な事業主

【事例】

文書・電話催告を繰り返してきたが、納税がない住民税・国民健康保険税の滞納者の勤務先が判明した。

Q1. そこで勤務先に給与照会を行ったが、回答がない。

どうしたらよいか。給与の差押えはできるか。

Q2. 給与差押通知書を勤務先に郵便送達したが、受領を拒否され、差押通知書が戻ってきた。どうしたらよいか。

Q3. 給与差押通知書は勤務先に送達されたが、雇用主が支払に応じない。

次の有効な手段として何をすべきか。

◆ 滞納者の死亡後、相続人が不存在又は、相続人全員が相続放棄

【事例】

固定資産税 100 万円、軽自動車税 2 万円の滞納者が死亡し、その相続人らは全員が相続放棄した（又は相続人がいない。）。

一方、滞納者名義のままの建物（築 40 年）、軽自動車 2 台が存在している。

Q. 相続人が不存在の場合、実際に納税は期待できないが、次年度以降の固定資産税の課税（賦課、調定、納税通知、督促）は、どうすることが適法な処理か。それぞれの自治体ではどうしているか。

◆ 会社解散・清算・破産、代表者の死亡・居所不明の滞納処分の執行

【事例 1】 会社代表者が死亡し、代表取締役が選任されていない会社名義の不動産

【事例2】 解散して清算人が選任された会社名義の不動産

【事例3】 法務局の職権で商業登記簿が閉鎖された会社名義の不動産

【事例4】 破産手続が終了した会社名義の不動産

Q. 事例1から事例4までにつき、固定資産税を賦課し、滞納処分を進める、又は執行停止するための調査・手続きとして何が必要となるか。

◆先順位の担保が付いた不動産の差押え公売

【事例】

法人Aは、3,000万円を超える固定資産税を滞納している。債務超過で、銀行の返済も滞りがちで、ほぼ廃業状態となっている。そこで、法人所有の不動産を差し押さえたが、不動産には、処分予定価格を超える極度額の根抵当権が設定されており、滞納税に優先している。現状では公売することができず、毎年度固定資産税の滞納が累積していく状態である。

Q1. 先順位の担保（根抵当権）につき、行うべき調査として何があるか。

Q2. 上記事案で、納税のために考えられる対策、換価方法はないか。

◆多重債務に陥っている滞納者

【事例】

- ・個人の滞納者で、預金調査をするとクレジット会社からの引き落としがある。
- ・自宅の不動産登記簿を確認すると消費者金融会社の担保が付いている。
- ・納税相談で家計の状況を聞き取ると、使途不明金が最低でも月3～5万円ある。
- ・借入も10年以上前からの借入れのようで、過払金の発生も見込まれる。

このままだと、毎月、数万円の借金の支払があり、滞納が解消しない。

Q. 滞納者が、滞納の原因となっている消費者金融の債務整理、過払金の回収をするよう、なすべき手段としては何があるか。